

平成16年度 静岡県防災会議

議 事 録

日時：平成16年7月1日（木）15時15分～16時45分

場所：静岡コンベンション&アーツセンター「グランシップ」交流ホール

出席者：会長及び委員合計56名のうち52名が出席

（開始時刻：15時15分）

知 事 挨 拶

今日はお暑い中お集まりいただきまして、誠に有難うございます。

今回協議いただきます事項は、静岡県地域防災計画の修正でございます。これは平成14年に成立した東南海・南海地震特別措置法に基づいて、本県も防災対策推進地域の指定を受けましたので、それに係る計画を盛り込むものでございます。そのほか、昨年度の防災会議以降、いくつかの事項が新たに発生しておりますので、何点かご報告申し上げたいと思います。

まず第1点でありますけれども、目下市町村合併が進行中でございます。来年の3月末もしくは4月1日で、現在の市町村の体制が大幅に変わります。合併が始まりました平成14年時点で74あった市町村が、来年度末になりますと約半分に集約されます。そういう事態を受けまして、県におきましても出先機関の配置見直しを行っているところであります。防災の関係でいきますと、現在は9つの県行政センターが地域の防災を担うことになっておりますけれども、この県行政センターは市町村合併の仕上がりとともに廃止する予定でございます。その後の防災体制につきましては、賀茂、東部、中部、西部の4地域に防災方面本部を設置して対応する、という考えであります。これによって、従来の体制と変わらない地域防災力を確保しようという考えでございます。

また、広域応援の問題でございますが、一昨日、中央防災会議幹事会において、東海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画が示されました。東海地震について警戒宣言が発せられた場合、あるいは東海地震が発生した場合には、関係省庁はこの計画に基づいて速やかに活動を開始するとい

うこととなります。この計画では、広域応援に係る国の具体的な方針や数値が示されましたので、県ではそれを踏まえて、市町村や防災関係機関と協議の上、実践的な受け入れ計画、受援計画の策定に取り組むことといたします。

次に、公共建物の耐震性の問題であります。4月26日に、県有の建築物につきまして、災害時の拠点となるものを対象に、その耐震性能のリストを公表いたしました。845施設、3,170棟について、発表いたしましたところでございます。この対象建築物のうち、70%の建物が耐震ランクと評価をされており、すなわち、約3割の建物については耐震性に不足があるということになりますので、今年度中に耐震化計画を取りまとめ、対応したいと考えております。

次に、被災者の居住安定制度の創設でございます。今年3月に被災者生活再建支援法が改正されまして、従来の被災者生活再建支援制度に改善が加えられました。従来の給付内容に改善が加えられました上に、新たな制度として、住宅を失った方がこれを再建築するにあたって必要とする関連経費を支援するという、そういう制度が盛り込まれました。これに伴って県も、全都道府県で300億円を積み立てるべく、7億円余の負担をする運びとなっております。この住宅再建支援制度につきましては、住宅本体の建築費そのものが支給対象になっていないという問題がございますので、これは全国知事会を通じて、引き続き国に働きかけていくことになっております。

以上4点、昨年度の防災会議以降に発生しました状況、事情について御報告をいたしました。以上でご挨拶に代える次第でございます。本日はよろしくお願いたします。

議事録署名人の指名

静岡県防災会議運営要領第7条の規定により、以下の2名を議事録署名人に指名する。

財務省東海財務局静岡財務事務所長 澤崎秀幸 委員
西日本電信電話株式会社静岡支店長 中山 進 委員

議 事

協議事項

静岡県地域防災計画の修正（資料１）

< 前田幹夫 防災政策室長 >

今回の修正は、東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成に伴う修正、災害時要援護者の支援に関する修正、東海地震に係る新しい情報体系に関する修正、語句の言い換え等に関する修正の４点であります。

（１）東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成に伴う修正

２ページを御覧ください。

まず、東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成に伴う修正ですが、本年３月に、国の中央防災会議におきまして「推進基本計画」が決定され、これに基づき、３６市町村が地域指定を受けました。県及びこれら３６市町では、「推進計画」を作成することが義務付けられたわけでありまして。

この作成が義務付けられました「推進計画」には、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備、津波からの防護及び円滑な避難、防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報について定める必要があるわけですが、既に本県の地域防災計画には記載済みの項目も多いため、重複を避け、記述を補って整理する、という方法で定めることといたしました。

３ページを御覧ください。

太い囲みの中に、修正に当たっての基本的な考え方をお示ししております。東南海・南海地震に伴う震度や津波の高さは、本県が実施しました第３次地震被害想定による東海地震の被害を下回る見込みであります。したがって本県の場合には、引き続き従来の東海地震対策を進めることで、東南海・南海地震にも十分対応が可能と考えております。また、東南海・南海地震については東海地震と異なり、現時点では事前の予知が困難と考えられております。

このため、地域防災計画における施設の整備方針の第３編、さらに、警戒宣言が発令された場合等の対応を示した第４編の修正の必要はないと判断いたしました。総論を示す第１編、平常時の対策を規定した第２編、発災後の対策を規定した第５編に関して修正を行う方針で臨みました。

続きまして、具体的な修正内容につきまして御説明申し上げます。新旧対照表にお移りいただきたいと思えます。なお、新旧対照表では、修正部分をアンダーラインで示しております。

18ページの第1編第1章には、この地域防災計画が「推進計画」を含むものであるという位置付けを明記しております。

さらに、19ページから20ページにかけての第2章には、国の中央防災会議の専門調査会が実施した東南海・南海地震による被害想定のうち、本県に係る部分を抜粋して示しました。

40ページを御覧ください。42ページにかけて、第5編第7章として、沿岸の市町村が実施する津波からの避難勧告又は指示、海辺付近の住民・海水浴客等が実施する避難などの措置を規定し、安全を図ることとしております。

48ページをお開きください。49ページにかけて、地震発生後に津波の危険がある地域におきまして、必要に応じて水門等の閉鎖を行うこととする記述を追加しております。

50ページから52ページにかけて、民間事業所が実施する災害応急対策の概要を盛り込んでおります。ここでは、民間の特定事業所は、災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項、津波からの円滑な避難を確保するうえで必要な事項等を、それぞれ定めることとしております。

なお、東海地震又は東南海・南海地震が突然発生した場合は、いずれも同じように迅速な避難等の対策が必要となります。したがって、東南海・南海地震に限定しない表現をとっております。

東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成に伴う修正は以上です。

恐縮ですが、少し戻っていただいて新旧対照表の34ページを御覧ください。警戒宣言発令時の対応に関しまして、鉄道事業者から修正意見があり、このように修正することとしておりますが、(1)列車の運転規制等のこの項目の一部につきましては、若干、調整中の部分が残っておりますので、また時間をおきましてお諮りしたいと考えております。

(2) 災害時要援護者の支援に関する修正

お手数ですが、「概要」の1ページにお戻りください。修正の概要の、災害時要援護者の支援に係る修正でございます。

昨年、県の健康福祉部が、高齢者、障害のある人、乳幼児、外国人等の災害時要援護者への支援を総括的にとりまとめた「災害弱者支援ガイドライン」を作成しました。そこでこの内容を踏まえまして、一般対策編の中に、災害時要援護者に対して、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備についての記述を盛り込むことといたしました。

なお、同様の記述を地震対策編にも盛り込むこととしております。

(3) 東海地震に係る新しい情報体系に関する修正

次に、の東海地震に係る新しい情報体系に関する修正でございます。

昨年7月に、国の地震防災基本計画が修正され、本年1月から、新しい情報体系が施行されております。前回、2月に開催した県防災会議では、これに伴いまして、県、市町村、各防災関係機関が実施する対応について、地域防災計画の修正をお諮りしたところですが、その時点では、緊急に修正する必要がある地震対策編第4編に限って修正しましたので、今回、それ以外の部分について、必要な修正を行い、整合性を図ることといたしました。

(4) 語句の言い換え等に関する修正

また、全編を通し、語句の修正としまして、従来「災害弱者」と表記していたものを「災害時要援護者」と言い換えをしておりますほか、関東森林管理局の組織変更に伴う修正等の所要の修正も行いました。

これらにつきましては、「概要」の5ページに一般対策編、6ページに地震対策編、7ページに原子力対策編の修正要旨をまとめてございます。

以上で説明を終わります。

質疑応答：なし

採 決：異議なし

原案のとおり内閣総理大臣に協議する

報告事項

1 市町村地域防災計画の修正協議（資料2）

＜松永憲明 緊急防災支援室長＞

市町村の地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法第42条第3項の規定により、あらかじめ県知事に協議をし、知事は静岡県防災会議の意見を聞かなければならないと定められております。本件は、本年の2月6日に開催された防災会議から本日までの間に、会長が市町村地域防災計画の修正について静岡県防災会議運営要領第5条第1項に基づき専決処分したもののについて、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

（1）一般対策編

はじめに1の一般対策編についてであります。記載のとおり、裾野市をはじめ8市町村の修正協議について専決処分をいたしました。修正内容は、静岡県地域防災計画の改正に合わせた修正であります。主な修正内容といたしましては、下段のカッコ書きのところに書いてありますとおり、土砂災害防止法施行に伴う総合的な土砂災害対策の推進についての追加修正、ボランティア活動の支援及びボランティア活動経費の確保についての修正等であります。

（2）地震対策編

次に下段の2の地震対策編についてであります。記載のとおり、裾野市をはじめ9市町村の修正協議について専決処分をいたしました。主な修正内容といたしましては、東海地震注意情報発表時の応急対策についての修正、及び民間事業所等の地震防災応急対策の実施内容についての修正等であります。

以上で報告を終わります。

質疑応答：なし

承認：異議なし

2 各委員の報告

(1) 静岡県が所有する公共建築物の耐震性能に係るリストの公表(資料3)

<杉山栄一 防災局長>

それでは、防災局から、2件報告いたします。

資料の3を御覧下さい。本県が所有する公共建築物の耐震性能に係るリストの公表について御説明いたします。

昨年5月の中央防災会議で東海地震対策大綱が策定され、7月には緊急対策方針が閣議決定をされました。その中で、東海地震発生時等において住民等の的確な対応を確保するためには、自宅だけではなく公共建築物の耐震性の把握が不可欠であることから、災害時の拠点となります学校、病院、市役所等の公共建築物について、耐震診断の実施結果をもとにした耐震性能に係るリストを作成し、住民に周知するようにとの方針が示されました。この方針を受け、県の所有する公共建築物の耐震性能に係るリストを公表したところでございます。

公表の対象とした建築物は、1に記載のとおり、県庁舎や県立学校、県立病院など、災害時の拠点となる建築物1,209棟、総合運動場や図書館など、多数の者が利用する建築物1,119棟、その他、県営住宅や工業技術センターなどの主要な建築物、あわせて、845施設、3,170棟でございます。耐震性能につきましては、裏面の2に記載のとおり、本県独自の判定基準に基づき4段階にランク付けをいたしました。このうち、のa、のbが耐震性が確保されている、というランクでございます。

ランク付けの結果でございますが、3に記載のとおり、70.1%、70%強の建築物は、ランク a、あるいは bと評価され、耐震性が確保されている状況でございます。その他、耐震性のランク、あるいは未診断のものは、記載のとおりでございます。本年度中に、未診断のものについて耐震診断を実施いたしますとともに、耐震性の不足する建築物については耐震化計画をとりまとめることとしております。なお、それぞれ個々の施設の耐震性能につきましては、4に記載のとおり、防災局のホームページにも掲載してございますので、御覧頂きたいと存じます。

また、市町村有の公共建築物、あるいは不特定多数の人が利用する民間の建築物につきましても、市町村や民間の建築物所有者に対しまして、県の評価基

準に基づき耐震診断を行い、耐震性能を公表するよう要請しているところでございます。

(2) 富士山ハザードマップ検討委員会最終報告(資料4)

< 杉山栄一 防災局長 >

続きまして、資料の4でございます、富士山ハザードマップ検討委員会の最終報告について説明をいたします。

富士山の火山防災対策につきましては、平成13年7月に国、静岡、山梨、神奈川、東京の4都県、及び関係市町村によりまして、富士山火山防災協議会が設立され、その協議会の中に、富士山火山ハザードマップの作成を検討する委員会を設置いたしました。そして、去る6月29日に開催されました協議会におきまして、富士山火山ハザードマップ及び火山防災対策の基本的な考え方を示した検討委員会の最終報告が承認されたところでございます。

お手元の資料の4 という地図を御覧頂きたいと存じます。4 は、富士山の主な噴火現象により、その影響がおよぶ可能性の高い範囲を示した火山ハザードマップの試作版でございます。

若干御説明をいたしますと、山頂を円形に取り囲むエンジの破線は、火砕流が到達する可能性のある範囲を示してございます。紫の破線は、噴石が落ちてくる可能性のある範囲を示してございます。紫の破線に接しているピンクの破線は、溶岩流が3時間程度で到達する可能性のある範囲でございます。薄いオレンジ色で塗られた範囲は、溶岩流が1日程度で到達する可能性のある範囲でございます。一番外側の青緑色の破線は、積雪が火砕流により溶かされた場合、発生した泥流が沢や川沿いであふれる可能性のある範囲を示しております。

以上5つで示される区域が、噴火活動初期段階で住民等が何らかの避難行動をとる必要がある区域となっております。なお、降灰に関しましては、南関東一円にまで影響がおよぶ可能性があるとしております。

次に、資料の4 、並びに でございますが、これは今のマップに加えまして、富士市と御殿場市の避難地や避難先を記載いたしました火山防災マップの試作版となっております。

県といたしましては、今回の最終報告の内容を踏まえ、本年度内を目途に、富士山の火山防災計画を策定することとしております。また、富士山が噴火した場合には被害が広域にわたりますことから、富士山火山防災協議会においては

引き続き、広域的な防災対策の確立に向けて検討することとしております。
以上で報告を終わります。

(3) 住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業の進捗状況と今後の対応等(資料5)

< 田邊義博 都市住宅部長 >

都市住宅部からは、住宅の耐震化を進めるプロジェクト「TOUKAI-0」の進捗状況と今後の対応について、御説明いたします。スライドの右上ですが、これは県のイメージキャラクター「ふじっぴー」の「TOUKAI-0」版であります。これから本プロジェクト推進のため、様々な場面で登場しますので、よろしくお願ひします。

まず最初に、本年度、県民を対象としましたPR用のビデオを作成いたします。ダイジェスト版がございますので、ここで御覧頂きます。PR版については、最終的には15分くらいの内容にして、8月の末を目途に作成の予定です。全市町村、県行政センター等に配布し、要望により貸し出しをいたしますので、機会がありましたら是非、積極的な御利用をお願いします。

(ビデオ上映：3分)

続きまして、耐震補強工事に対する補助の実績についてです。補助制度のできました平成14年度は、254件でした。2年目の平成15年度は、その3倍を超える807件となり、全国一の補強件数になっております。今年度は、従来の30万円の補助に加えて、高齢者世帯に20万円の上乗せをすることとしたほか、補助の条件を、耐震補強の耐震評点0.7未満から1.0未満に引き上げた結果、昨年までの実績を大きく超えまして、5月末までに271件の申請がありました。累計で1,332件になっております。今後も市町村と一体となって、一層この推進に努めて参ります。特に今年度は、制度発足3年目にあたりまして、言わば正念場の年でもあります。

そうしたこともありまして、市町村長や民間企業のトップの方々を対象にトップセミナーを開催し、これらの一層の積極的な取り組みを働きかけて参ります。第1回目は去る6月25日に、北村春江前芦屋市長などにパネリストをお願いしまして、静岡市で開催いたしましたところ、約300名に御参加いただきました。阪神・淡路大震災の経験談や、耐震補強の体験談、これらを熱心に聴講いただいたものでありまして、参加者の方々からは、組織内の対応につい

て改めて検討する、そういう意気込みを感じたところでございます。今後は8月6日に浜松、8月21日に沼津で、同様のトップセミナーを開催いたしますので、多くの皆さんの御参加を呼びかけて参りたいと思います。

このほか、8月下旬から9月にかけてまして放送いたしますテレビコマーシャル、あるいは冒頭見ていただきましたビデオの活用など、広く県民の皆さんに事業の周知を図って参りたいと思っております。

最後になりますが、住宅の耐震化、これは家族の命を守る最も有効な手段と考えております。災害後の早期の復旧あるいは復興にも繋がるものであります。これからも、行政と民間が協働してプロジェクトTOUKAI-0を推進し、東海地震から一人でも多くの県民の命を守るため、改めて努めて参ります。

以上で説明を終わります。

(4) 海上保安庁の東海地震に係る動員計画の改正等(資料6)

<菅原正春 清水海上保安部長>

清水海上保安部より、資料6について御説明させていただきます。

まず表の見方でございますが、上が旧表でございます、下が新表でございます。新表では、相模湾船隊が表記上外されておりますが、実際には相模湾船隊は8隻ほどありますので、この静岡県に来る船舶の合計数につきましては、概ね変わっていないということ、まず理解してもらいたいと思います。

今回、動員計画を改正いたしました背景には、被害想定地域が拡大されたことがございます。従来、愛知県、三重県は自己完結型で応援は必要なし、という形にしておりましたが、このたび相当な被害が出るとの想定があったため、他管区から愛知県、三重県に行くことになり、見直しを行いました。また気象庁から説明があると思いますが、東海地震に関する情報体系が、観測・注意・予知情報ということになったため、見直しをかけた次第でございます。

主たる変更の内容を説明させていただきます。派遣されてくる船につきましては、上の旧表にありますとおり、従来は神戸地区や鹿児島地区など、遠方から来ている船がありました。これをこのたびは、この近辺を管轄する第三管区の管内から足の速い船を新配置することとし、情報の収集伝達、臨機の初動措置のとれる体制にいたしました。

また管区本部からは、救難活動等にあたる応援職員のほか、ヘリ映像伝送装置や発電機などの資機材、測量船についてはサイドスキャンソナーなど、海底

にある障害物等の捜索に有効な装置を積んでくるようになっております。

なお、計画の発動に関しましては、予知型の想定のもとでは、注意情報もしくは警戒宣言が発令された段階において、発動ということになりました。

また指揮権につきましては、これまで清水海上保安部が駿河湾船隊の指揮を執ることになっておりましたが、清水海上保安部におきましても、初期の段階では人員・資機材等が相当の被害を受けていることも考えまして、管区対策本部になります管区海上保安本部がとりあえずの指揮を執りまして、順次、地区対策本部となります清水海上保安部に下りていくことになると思います。

なお新表の見方として、静岡船隊につきましては「いず」が指揮を執ります。そして伊豆船隊につきましては「やしま」でございます。

なお、ここには載っておりませんが、全管区から18隻の船が東京湾地区に向かって参ります。そのうちヘリ搭載艦（PLH）は、6機ほどの航空機を搭載しております。新表を見ますと、航空機がちょっと少ないように見えますが、実際にはこれらも付加して機能いたします。

また、これらの船はとりあえず東京湾に向かうわけでございますが、被害状況が判明し次第、随時必要なところに配備されていくこととなります。

以上を持ちまして、清水海上保安部の説明を終わります。

（5）気象庁の発表する防災情報の改善（資料7）

＜鉢嶺猛 静岡地方気象台長＞

それでは静岡地方気象台から、報告させていただきます。資料の方は7ということで、裏表の文字の資料でございます。

本日の防災計画の修正協議の主なものとしては東南海・南海地震対策という風に理解しておりますが、東南海・南海地震そのものについては、現在はその姿を明らかにする、という段階でございまして、東海地震のように直前予知を行うということは、まだまだ先かと思われまます。

一方、東海地震につきましては、この2・3年、政府や県を含めまして対策が強化されてきている、ということもございまして、御承知のこととは思いますが、新しい東海地震の情報について改めて簡単に御説明をいたします。

従前につきましては、異常が検知されますと、灰色の状態、よく分からないという状態から一気に判定会開催、あるいは警戒宣言、というところに行ったと言っても過言ではないと思います。

しかし最近では、地殻変動に関する知見が非常に進みまして、そこにシミュレーション技術等も導入した結果、異常の検知が何であるかということが分かるようになって参りました。状態に応じて、現在どういう状態かということをも明確に示せるようになりました。

それを踏まえまして、政府におきまして、昨年の東海地震対策大綱以降、情報について明確にするようにとの方針がございましたので、気象庁で検討の結果、先ほど申しましたように3段階の情報にしました。

3段階の情報につきましては、資料7の裏面にございます。すでに御承知のことと思いますが、一番の東海地震観測情報、この段階ではいわゆる待機状態でも結構かと思えます。そのような状況から一番の東海地震注意情報、この段階になりましたら明らかに異常であるということが判断できますので、準備行動をしていただく。一番の東海地震予知情報になりますと、これはもう警戒宣言と同時でございますので、まさに臨戦態勢ということでございます。そのように科学的裏付けを持って情報を出せるようになりましたので、東海地震注意情報をトリガーとして、各機関で活動頂ければと考えております。

なお、必ずしもシナリオ通りに全てがうまくいくという訳ではないということは、東海地震対策大綱でも指摘されているところでございますので、色々なシナリオを考えながら、気象庁としてあるいは气象台として情報を出したいと思っております。

地震対策に関しましてあと1点追加させていただきます。

東南海・南海地震対策の方は、予知ができません。それから、地震被害に加えて津波被害が大きいということもございますので、津波対策が重要となります。また昨年の5月26日の宮城県沖地震、9月26日の十勝沖地震では、沿岸の方々が、必ずしも避難されなかった、ということがございます。こうしたことから、住民の方々に、津波がいかに恐ろしいか、ということを知っていただくことも対策の1つではないか、と思えます。

そこで本日、皆様の席上にCD-ROMを配らせていただきました。実は間に合わないと思ったのですが、本日間に合いましたので、配布させていただきましたので御利用下さい。特に学校にいかれるような方に分かりやすく作らせていただいた、ということでございます。なお、このCDにつきましては、各市町村さんにも見ていただくということで、準備しております。

最後に気象情報についてでございます。

気象災害は、大雨などのシビアな現象によってもたらされるものであります

て、昨日も386ミリの雨が1日で降ることがございました。そういう情報につきましては緊急時の情報ですので、私どもはできるだけ分かりやすく提供させていただきたいと思っております。

そこで昨年3月に注意報・警報を出す地域区分を4つから8つに分けさせていただきましたが、本当に8つの地域に対して適正な基準で出せているかという観点からその後見直しを行いまして、最終的には注意報基準を若干上げて空振りを減らすようにさせていただいております。それが資料7中段の でございます。

それから でございますが、今年も2号、4号、6号と台風が本県に接近しております。8号につきましても接近までは至りませんが、明後日ぐらいには本県に波の影響も大きくあるだろうという状況です。このように、これから本格的な台風シーズンということもございますので、台風の予測位置、これをより精度良く、お知らせするというのもやっております。

私どもとしましては、情報というものは皆様に活用されて初めて生きる、ということをお心に銘じまして、これからは改善に努めて参りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。以上です。

(6) 清水港地震災害対策マニュアルの策定(資料8)

＜静岡県土木部、資料提供のみ＞

(7) 質疑応答：なし

(議事終了 16時45分： 引き続き陸上自衛隊第34普通科連隊長講演)

平成16年度静岡県防災会義の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成16年 月 日

(議事録署名人)

委員(静岡財務事務所 所長)

印

委員(西日本電信電話 静岡支店長)

印